護保険法第百十八条の三第一項の規定により匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者
（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）
第五条の七　法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。
一～五　（略）
2　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、健康保険法施行規則第百五十五条の六第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。
3　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報を匿名介護保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、第一項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第百十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。
（匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）
第五条の八　法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名診療等関連情報及び匿名介護保険等関連情報とする。
（食事療養標準負担額の減額の対象者）
第三十五条　法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一・二　（略）
三　健康保険法施行規則第五十八条第五号に掲げる者

より匿名医療保険等関連情報等を提供することが不適切であると厚生労働大臣が認めた者
（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務）
第五条の七　法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。
一～五　（略）
（新設）

2　提供申出者が行う業務が法第十六条の二第二項の規定により匿名医療保険等関連情報と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、介護保険法施行規則第百四十条の七十二の十一第一項各号に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。
（匿名医療保険等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）
第五条の八　法第十六条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、匿名介護保険等関連情報とする。
（食事療養標準負担額の減額の対象者）
第三十五条　法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一・二　（略）
三　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第五号に掲げる者

（介護保険法施行規則の一部改正）
第五条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第五章の二　介護保険事業計画（第百四十条の七十二の五―第百四十条の七十二の十七）	第五章の二　介護保険事業計画（第百四十条の七十二の五・第百四十条の七十二の六）
第六章～第十章　（略）	第六章～第十章　（略）
附則	附則
（資格取得の届出等）	（資格取得の届出等）
第二十三条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。	**第二十三条**　市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を有するに至ったため、又は法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなくなったため、第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得した者は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。
一　氏名、性別、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第二十七条、第百四十条の七十二の九及び別表第一において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）	一　氏名、性別、生年月日、現住所、従前の住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第二十七条及び別表第一において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）
二・三　（略）	二・三　（略）
（法第七十条第八項の規定による意見の申出の方法）	（法第七十条第八項の規定による意見の申出の方法）
第百二十六条の七の三　市町村長は、法第七十条第八項の規定により、居宅サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。第百四十条の十七の四及び第百四十条の七十二の六において同じ。）との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。	**第百二十六条の七の三**　市町村長は、法第七十条第八項の規定により、居宅サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。第百四十条の十七の四において同じ。）との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）